

広報しむいち

4

2022年  
No. 695

# SHIMOICHI



第75期生 3年生入  
りから  
日々はそれだけで、宝物だ

下市中学校卒業生  
最後のホームルーム

📷 下市中学校

# 施政方針

令和4年第1回町議会定例会が開かれ、はじめに町長が令和4年度の施政方針を説明しました。町の運営はどのように進められるのか、5つの重点施策についてお知らせします。

## 1 「教育のまち・しもいち」

子育て世代にとって魅力的なまちになるためには、学校教育の充実が欠かせないことだと考えております。その中で、下市町の学校教育は、大きな転換点を迎え、新しい一歩を踏み出そうとしています。

義務教育学校の校舎新設につきましては、令和5年4月の開校に向け、施設整備を進めていきます。そして、その中身である教育手法を新しくしようとしています。義務教育学校へ変わるこの時を契機に、すべての教育活動を再確認し、子ども一人一人に最適な方法で、「学びに向かう人間性」を育み、「知識・技能」の習得、「思考力・判断力・表現力」の獲得を目指していきます。

具体的には、社会を生き抜く課題解決力やプレゼンテーション力を重視しながら、ICTを活用した新時代の授業に取り組み、基礎学力の定着を図ると共に、子どもが個性を輝かせ、主体的に「学ぶ力」を育みます。

また、小学校高学年において、教科によって専門性の高い教員が授業を受け持つ、教科担任制

を引き続き実施していきます。昨年の調査では、8割以上の子どもたちが、「授業がわかりやすくなった」と答えています。

さらに、プログラミング教育、ALITを活用した英語教育、SDGsの理念を踏まえた郷土学習「下市学」の更なる充実、校則やきまりの見直し、いじめ防止基本方針の策定など、きめ細かな教育を進めてまいります。

こども園につきましては、小学校との連携を重視し、小1プロブレムとよばれるギャップを少なくし、プログラミング教育の基礎などの体験学習を、発達年齢に応じて実施するなど、教育・保育の充実を進めてまいります。

社会教育においては、コロナ禍ではありますが創意工夫しながら、豊かな生涯学習の灯を消すことのないよう取り組んでまいります。

引き続き町長部局と教育委員会が一体となって教育行政を進めてまいります。

## 2 「住み続けられる元気なまちづくり」

栃原地区を始め、平原地区、才谷地区、仔細草谷地区、広橋地区、丹生地区、下市都町地区など地域が主体性をもって取り組む元気な地域づくり事業が増え、様々な工夫をしながら継続されており、交流や地域内消費にもつながっています。今後も地域力の向上に向け共に取り組んでまいります。

移住定住対策につきましては、空き家バンク登録物件の改修に対する補助と共に、若者世代が町内で新築する住宅建設費に対する補助、新築の民間賃貸集合住宅に入居した場合の補助などを引き続き行ってまいります。

農林業につきましては、新規就農者への支援、森林整備員の育成支援などと共に、ICTを活用した有害鳥獣関連事業に取り組んでまいります。また、下市町には様々な地場産品があります。その魅力を町民の皆さまが知り、町外の方にも発信して頂くために各世帯への地場産品の配布を行ってまいります。

コロナ禍でも地域の元気を維持するため、1人5,000円

のごんたくん振興券を配布すると共に、マイナンバーカードを取得頂いた方に5,000円を上乗せして交付します。また、マイナンバー取得者に対して、住民票・印鑑証明のコンビニ交付を可能とするためのシステム構築、全国の金融機関やATM、自宅のパソコンからでも地方税の電子決済納付が可能となるシステム改修を行うなど、行政のデジタル化を推進してまいります。

令和5年3月末に旧下市南小学校及び下市中学校の両校舎が学校としての役目を終えます。旧下市南小学校の校舎は観光客の誘引と新たな来訪者呼び込む拠点として、下市中学校の校舎はITを活用した地域交流の拠点として活用するため、設計業務や事業者協議などを進めてまいります。また、旧下市南小学校の事業者募集には複数の応募があり、今後、事業者選定や交渉を進めてまいります。

このような活動に加え、SNSでの情報発信、タウンプロモーション、リモート交流会などを通して、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の増加も図ってまいります。





### 3 「すべての人に安全・安心を」

令和7年度には団塊の世代が後期高齢期を迎え、さらに令和22年度には団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢人口がピークを迎えます。

町におきましても、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができよう、医療、福祉、介護、予防、住まい、生活支援などを一体的に提供できる重層的支援体制の構築をより一層進めてまいります。

いきいき百歳体操や地域ふれあいサロンにつきましましては、状況に応じたウェブ会議の促進など、更なる充実に向け取り組んでまいります。また、健康相談をはじめ介護・栄養・メンタルヘルス等の相談を看護師・管理栄養士・臨床心理士などが24時間電話で対応することができ「もしもし安全・安心事業」に県内で初めて取り組むなど、誰一人取り残さない社会の実現を目指してまいります。

私たちが快適な生活を送る上で、生活道路をはじめ河川、

橋梁、上下水道などの整備、維持管理は欠かすことのできないものであり、引き続き社会資本整備総合交付金などを活用し、継続的、計画的に事業を進めてまいります。都市計画道路（吉野下市線）につきましましては、県と連携し事業推進に取り組んでまいります。県域水道一本化につきましましては、令和4年度中の基本協定締結に向け協議を進めてまいります。

空き家対策につきましましては、空き家の解体に対する補助や危険回避支援などに取り組み、迅速な対応に努めてまいります。

火葬場につきましましては、庁内で検討を進めており、新設に向けた全体計画の策定に取り組んでまいります。さらさら広域環境衛生組合の新ごみ処理施設につきましましては、令和5年10月の稼働に向け構成町村と連携し整備を進めてまいります。

自然災害に備え、災害時に必要な物資の計画的な備蓄などの取り組みを行うと共に、地域防災の要である消防団との連携も一層図りながら、防災力を高めてまいります。

### 4 「パートナーシップによるまちづくり」

平成25年度から始めました町政に対して語り合う「タウンミーティング」は、町内全域で開催し、皆さまとの対話を重ねることにより多くの貴重なご意見を頂き、町政に反映してきました。コロナ禍において実施できない状況が続いておりませんが、ウェブ会議などを活用しながら皆さまからのご意見を頂きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

町にとって人材育成は重要なことです。研修受講の推進や実践的な若手職員会議など町独自の研修実施などにより職員のマンパワー向上を図り、行政運営や町民サービスへの更なる充実に取り組んでまいります。また、ウェブ会議の推進、迅速にテレワークに移行できる環境整備など、コロナ禍にも対応した業務の効率化に取り組んでまいります。

そして、産官学金労言の連携推進やマンパワーの結集などにより、高齢化の中で次世代に継承できる、未来を見据えた取り組みを進めてまいります。

### 5 「持続可能な行財政運営」

財政運営につきましましては、事務的経費の削減に取り組むことは勿論のこと、今後、当町において大きな行政需要が生じることからも、事業の見直しを進めてまいります。地方債については、9年間で約30億円の債務を減らすことが出来ました。引き続き、過疎対策事業債を始めとする有利な財政措置のある地方債を計画的に発行し、町負担の抑制に努めてまいります。

また、町の自主財源の根幹をなす町税につきましましては、引き続き負担の公平性を図る観点から徴収率の向上に努めてまいります。

ふるさと納税につきましましては、昨年度は全国の大勢の方から、多くの寄附を頂いたところであります。引き続き一人でも多くの方に応援いただき、ますますふるさと納税の趣旨を踏まえながら、特産品の更なる充実を図り、下市町の魅力の発信に努めてまいります。

### 最後に

最近のオリンピックでの日本のメダル獲得数は、昨年夏の「東京オリンピック」では58個、今年冬の「北京オリンピック」では18個と、それぞれ歴代最多となりました。どんなスポーツにおいても一人の力で成り立つものではなく、1つのメダルに、1つの競技に、たくさんの方が助け合い力を合わせ、先人からの経験を継承し、一丸となったからこそその成果だと思えます。下市町においても、町民一人一人がそれぞれの活躍の場で持てる力を発揮することで、成果をあげることができると考えています。

この下市のまちを次世代に引き継ぎ、持続可能でよりよいまちづくりを進める、SDGsの理念を町政運営にも取り入れ、まちづくりを進めてまいります。

「ふるさとが人を育み、人がふるさとを創る」、だれもが「このまちに生まれてよかった」「このまちに住み続けたい」「このまちに戻りたい」「このまちを新たなふるさとにしたい」と心から思える、そんな「元気なふるさと」下市「この実現に向け、下市町の町政運営に町民の皆さま、そして議員各位、町職員と一丸となって全力で取り組み、下市を前に進めてまいります。

下市町長 杵本 龍昭

# 議会だより

令和4年第1回下市町議会（定例会）が3月2日から14日までの13日間の会期で開かれ、上程された議案はいずれも原案どおり可決等されました。

- ・承認(4件)、条例制定(1件)、条例改正(7件)、規約変更(1件)、認定(1件)、指定(1件)、契約変更(1件)、補正予算(3件)、予算(6件)、同意(2件)、諮問(3件) 計30件
- ・5名の議員より一般質問

## 議案

- ▼専決処分した事件の承認について（下市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
  - ▼専決処分した事件の承認について（令和3年度下市町一般会計補正予算（第5号）について）
  - ▼専決処分した事件の承認について（令和3年度下市町一般会計補正予算（第6号）について）
  - ▼専決処分した事件の承認について（令和3年度下市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について）
  - ▼下市町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
  - ▼一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
  - ▼下市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
  - ▼特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
  - ▼下市町立学校設置条例の一部を改正する条例
  - ▼半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例の一部を改正する条例
  - ▼下市町国民健康保険条例の一部を改正する条例
  - ▼下市町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
  - ▼奈良県広域消防組合理約の一部を変更する規約
  - ▼公の施設に係る指定管理者の指定について
  - ▼下市町道路線の認定について
  - ▼下市町小中一貫校整備工事に係る請負契約の変更について
  - ▼令和3年度下市町一般会計補正予算（第7号）について
  - ▼令和3年度下市町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
  - ▼令和3年度下市町水道事業会計補正予算（第2号）について
  - ▼令和4年度下市町一般会計予算について
  - ▼令和4年度下市町国民健康保険特別会計予算について
  - ▼令和4年度下市町後期高齢者医療保険特別会計予算について
  - ▼令和4年度下市町介護保険特別会計予算について
  - ▼令和4年度下市町下水道事業特別会計予算について
  - ▼令和4年度下市町水道事業会計予算について
- ※予算の詳細につきましては、6ページをご覧ください。
- ▼下市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（川合隆次氏を任命同意）
  - ▼人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

大谷一仁氏を推薦することについての意見は、適任とされました。

▼人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

中西智子氏を推薦することについての意見は、適任とされました。

▼人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

大奥勝彦氏を推薦することについての意見は、適任とされました。

▼下市町副町長の選任につき同意を求めることについて

副町長、小林雄一氏の任期満了に伴い、土井孝祐氏を選任することに同意されました。



土井 孝祐氏

## 一般質問

尾上治吉議員から

○奈良交通路線バスの自由乗降について

○コロナ感染拡大について

○マイナンバーカードの取得状況について

○春峯荘解体にかかる事態について

○下市町第二期地方創生総合戦略の経過進捗について

松田哲子議員から

○住民の移動支援として「地域公共交通」について

○学校が保有するPCR検査について

○コロナ禍における高齢者や障害者の方々の健康管理とコロナ感染の受診対応・生活支援について

矢野和男議員から

○コロナ禍での住民生活支援

○町有地の有効活用

○高齢者外出支援施策の状況

○道路整備について

○火葬場整備について

○義務教育学校整備に関連して

辻本光雄議員から

○斎場について

中垣内敏博議員から

○下市町が管理運営している下市口駅横の駐車場について

○義務教育学校での地元教育について

## 役場人事異動

3月1日付けで次のとおり職員的人事異動を行いました。

◇住民保険課主事補

日野 渚【税務課主事補】

【は旧職】

## 卒園式・卒業式

町内のこども園、小・中学校では、一回り大きく成長した子どもたちが卒園・卒業を迎えました。

昨年引き続き今年の卒園式・卒業式は、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小体制で行われました。

きらきらと輝いた目で卒園、卒業証書を授与された子どもたちは、4月から新たなステージへと羽ばたきました。



## 消防庁長官表彰 永年勤続功労章



前 忠吾さん（田中）

3月24日、田中にお住いの前忠吾さんに、消防庁長官表彰永年勤続功労章が贈られました。前さんは、平成4年より30年の長きにわたり消防団員として地域の消防・防災活動に精励され、平成27年からは副団長を務められています。今回の受章に対し、「名誉ある章を受章させていただきましたことは幸せに思います。引き続き消防団で頑張っていきたいと思えます。」と話していました。

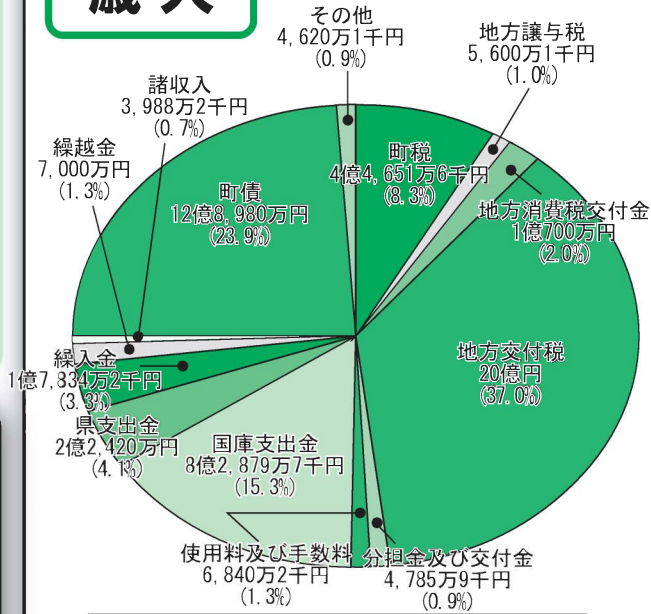




# 令和4年度 予算

令和4年第1回下市町議会定例会で令和4年度当初予算が承認されました。  
 一般会計予算は54億3百万円で、昨年の当初予算額に比べて6億9千万円  
 (14.6%) 増額した予算規模となりました。

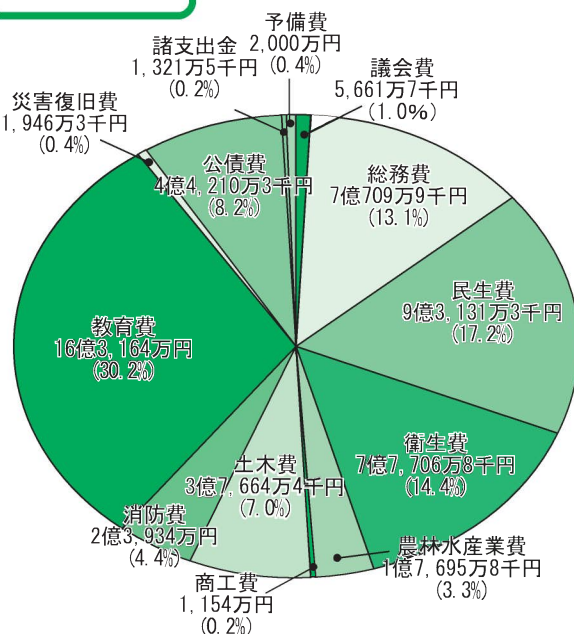
## 歳入



利子割交付金	100万円
配当割交付金	700万円
株式等譲渡所得割交付金	700万円
法人事業税交付金	400万円
環境性能割交付金	600万円
地方特例交付金	60万1千円
交通安全対策特別交付金	50万円
財産収入	710万円
寄附金	1,300万円
合計	4,620万1千円

一般会計 54億3百万円

## 歳出



**歳入**  
 昨年に比べ町税収入は1,088万2千円の増となっています。

**歳出**  
 小中一貫校整備事業費として、13億6,619万7千円を計上。新型コロナウイルス関連として、ワクチン接種事業費に4,406万9千円、感染症対策交付金に1億7百万円を計上。さらら広域環境衛生組合負担金として、2億6,081万7千円を計上しています。

## 会計別予算額

(単位:千円)

区分	予算額	対前年比率 (%)	
一般会計	5,403,000	14.6	
特別会計	1,996,513	3.4	
特別会計の内訳	国民健康保険	775,594	8.2
	後期高齢者	124,643	8.0
	介護保険	912,130	△0.5
	下水道事業	184,146	1.2
	合計	7,399,513	11.4

## 水道事業会計予算

(単位:千円)

	予算額	対前年比率 (%)
収益的	収入	311,399 △ 1.9
	支出	275,127 △ 3.8
資本的	収入	78,405 35.9
	支出	264,963 9.0

## 選挙当日の投票所閉鎖時刻の繰り上げについて意見を募集します

募集期間：4月1日～5月16日

下市町選挙管理委員会では、近年の投票状況を鑑み、投票日当日の投票所閉鎖時刻の繰り上げを検討しています。

### 〈検討事項〉①投票所閉鎖時刻

町内の全投票所の閉鎖時刻を1時間繰り上げ、午後7時までとする。

### ②実施時期

令和5年4月以降に執行する選挙（予定：知事・県議会議員選挙）から実施する。

この投票所閉鎖時刻の繰り上げについて、広く町民の皆様からのご意見を募集します。

ご意見の提出方法等の詳細は、本誌折込チラシまたは町ホームページをご覧ください。

問合せ 下市町選挙管理委員会事務局 IP 68-9060（直通）

## 下市町水道事業職員（技能労務職）を募集します

令和4年度下市町水道事業職員（技能労務職）を次のとおり募集します。受験ご希望の方は受験手続に従い期日までにお申し込みください。

職 種	採用予定数	受 験 資 格
技能労務職 （水道施設維持管理業務） 取水場・浄水場等水道施設機械・ 設備の維持管理業務、 漏水管復旧工事、配水管敷設工事、 給水管取出工事、 草刈り、水道メーター交換、ろ過 池清掃及びろ過砂の入替作業など	若干名	(1) 昭和52年4月2日以降に生まれた人で高等学校卒業若しくは同等以上の学力を有する人 (2) 普通自動車運転免許（AT限定除く）・準中型自動車運転免許（AT限定除く）以上を有する人 (3) 車両系建設機械（整地・積込・運搬・掘削）運転技能講習修了証 (4) 基本的なパソコン操作ができること （ワード・エクセルなど）

### 試験実施日

令和4年5月15日（日）

### 試験実施場所

下市町浄水場管理棟2階 会議室（下市町大字阿知賀1153-1）

### 受験手続

- ①受験申込書及び写真1枚（正面上半身縦長4cm×3cm程度のもの）を提出してください。
- ②受験申込書及び案内書は上下水道課で配布または町ホームページ上からダウンロードにて入手することができます。配布時間は、午前9時から午後5時まで（土・日・祝は除きます）。なお、郵送による請求の場合は封書で送付してください。この場合、封書の中に郵便番号、住所、氏名、電話番号を明記したもの（紙片）及び返信用の94円切手を同封し、下記あてに請求してください。

### ③受験申込書受付期間等

【期 間】令和4年3月15日（火）～4月25日（月）※土・日・祝は除きます。

【時 間】午前9時～午後5時

【提出先】下市町上下水道課（人事係）まで、持参または郵送（特定記録郵便）

※4月25日（月）締切必着

### 採用予定日

令和4年7月1日（金）

### 受験書類請求・申込提出及び問合せ先

〒638-0001 奈良県吉野郡下市町大字阿知賀1153-1

上下水道課（人事係） ☎ 52-5540 IP 68-9076

# 下市町保健センターからのお知らせ

場所／下市町保健センター

事業名	日	時	対象者・内容等
日本脳炎追加予防接種	4月22日(金)	午後1時45分～	【追加】 平成29年4月2日～平成30年4月1日生
幼児健診	4月26日(火)	午後1時～ 詳細な時間は個別で案内します	【1歳6か月児】 令和2年9月1日～令和2年11月30日生
		午後1時15分～ 詳細な時間は個別で案内します	【3歳児】 平成30年9月1日～平成30年11月30日生

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、事業を延期・中止させていただく場合があります。  
延期・中止の際は下市テレビ・下市町公式LINEで周知いたします。

問合せ 健康福祉課 保健予防係 IP 68-9065 (直通)

## ～広げよう百歳体操の輪～

新住地区でいきいき百歳体操が始まりました。



1月26日(水)より新住地区で「いきいき百歳体操」が始まりました。この日は、15名の方々が参加され、健康運動指導士に指導いただき、皆さん元気よく和気あいあいと一所懸命取り組んでおられました。下市町では、県下に先駆けて住民主体の地域づくりによる介護予防事業として、いきいき百歳体操に取り組み、19地区で実施されています。

参加者の皆さんは、「コロナ禍ではありますが、地域のみんなと楽しみながら続けていきたい。」と話されていました。

新住地区では、毎週水曜午後2時から下市ふれあいセンターで行っています。どうぞ、お気軽にご参加ください。



3月2日、下市中学校1年生が、下市町小中一貫校整備工事現場を見学しました。  
下市町小中一貫義務教育学校は令和5年4月に開校予定で、旧下市小学校跡地に建設されています。  
事務所前で工事の概要の説明を受けた後、実際に工事現場に入って工事の様子を目の前しながら説明を受けていました。  
令和5年4月から自分たちが通うことになる校舎の建設現場を見て、工事の規模の大きさや内容に興味津々のようでした。

下市中学校1年生  
下市町小中一貫校整備工事現場見学



# 退職（失業）したときは 国民年金の手続きが必要です！！

20歳以上60歳未満の方は、国民年金か厚生年金いずれかに加入が必要です。  
従って、厚生年金に加入していた方が退職したときは、国民年金への変更手続きが必要です。

## Q どこで手続きすればいいの？

役場または年金事務所の窓口で手続きできます。

## Q 手続きには何が必要？

- ・基礎年金番号が分かる書類  
（青色の年金手帳、国民年金保険料納付書、年金証書など）
- ・退職日が分かる書類  
（退職証明書、雇用保険被保険者離職票、厚生年金被保険者資格取得喪失証明書など）



注！ 退職された方に扶養されていた配偶者も、変更届が必要です。

注！ 厚生年金保険の被保険者である配偶者に扶養される場合は配偶者の勤務先へ届出が必要です。

届出を忘れると、障害年金や遺族年金が受け取れなくなることもありますので、  
忘れずに手続きを行ってください。

問合せ 住民保険課 IP 68-9063（直通）

# 子宮頸がん(HPV)ワクチンの予防接種について

平成25年より積極的な接種の呼びかけを差し控えていた子宮頸がん（HPV）ワクチンですが、令和3年11月に厚生労働省が開催した専門家会議において積極的勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当との結論が出ました。このことを踏まえて対象者の方に接種のおすすめを再開することとなりました。

- ◇**対象者**：平成18年4月2日～平成23年4月1日生  
（小学校6年生～高校1年生相当の女子）  
※個別通知させていただきます

接種の呼びかけを差し控えていたことにより、機会を逃し救済措置がとられる方にも国の方針が決まり次第周知いたします。

- ◇**救済措置対象者**：平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれ  
※個別通知させていただきます

問合せ 健康福祉課 IP 68-9065（直通）

## 定期児童相談

子どもの成長、発達、行動、しつけなどのさまざまな問題や心配ごと等、あなたが抱えている疑問や悩みについて、お気軽にご相談ください。

### 年間予定《予約制》

令和4年

5月13日（金） 7月8日（金）

9月9日（金） 11月11日（金）

令和5年

1月13日（金） 3月10日（金）

### 実施時間

午前10時30分～午後4時

### 場所

下市町保健センター 2階研修室

### 申込み・問合せ

事前に電話で予約をお願いいたします。

奈良県高田こども家庭相談センター

☎ 0745-22-6079



# 後期高齢者医療保険料率の算定について（令和4・5年度）

## 令和4・5年度の保険料率について

後期高齢者医療制度は、皆さんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、次のとおり保険料率の改定を行いました。

(現行) 令和2・3年度		(改正後) 令和4・5年度	
・均等割額	48,100円	・均等割額	50,500円
・所得割率	9.41%	・所得割率	9.93%

## 保険料賦課限度額の改定

令和4年度から国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行いました。これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

一人当たり上限	64万円	一人当たり上限	66万円
---------	------	---------	------

## 保険料の軽減について

### 【保険料均等割額の軽減】

世帯の所得状況に応じて次のとおり均等割額は軽減されます。

- 65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。
- 軽減判定は4月1日（4月2日以降に新たに加入した場合は加入した日）の世帯状況で行います。

対象者の所得要件 (同一世帯内の被保険者と世帯主の 総所得金額等の合計額) <sup>※1</sup>	均等割の軽減割合
	令和4・5年度
基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等 <sup>※2</sup> の数 - 1) 以下	7割
基礎控除額(43万円) + 28.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 <sup>※2</sup> - 1) 以下	5割
基礎控除額(43万円) + 52万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 <sup>※2</sup> - 1) 以下	2割

※1 軽減の基準となる「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。

※2 一定の給与所得がある方また公的年金等の所得がある方。

問合せ 住民保険課 IP 68-9063 (直通)

# 令和4年度 狂犬病予防注射と犬の登録のお知らせ

狂犬病予防注射を実施します。犬を十分にしつけできる方がお近くの会場へ犬を連れてきてください。

実施日	時間	実施場所
4月21日 (木)	午前 9時50分～10時05分	立石区民センター前
	午前 10時20分～10時30分	下市温泉秋津荘駐車場
	午前 10時45分～11時00分	下市町交流センター(ごんたくんの家)駐車場
	午前 11時10分～11時30分	下市観光文化センター駐車場
	午後 1時30分～ 1時45分	丹生支所前
	午後 2時00分～ 2時10分	広橋会館前
4月22日 (金)	午前 10時00分～10時15分	栃原地区農村集落センター前
	午前 10時30分～10時40分	平原集荷センター前
	午前 10時55分～11時05分	梨子堂会館前
	午前 11時30分～11時45分	本町防災倉庫前
	午後 1時30分～ 1時40分	下市町コミュニティーセンター(阿知賀)駐車場
	午後 1時50分～ 2時10分	吉野保健所駐車場

## 持ち物

- ①注射費用3,400円(おつりのいらないよう準備してください)
- ②通知はがき(飼い主の方へ3月中に郵送予定)

## 犬の登録

犬の登録は狂犬病予防法で義務づけられています。未登録の飼い主の方は登録をしてください。注射実施会場でも受け付けします(紫水苑で随時受付可)。登録費用3,000円。

犬の死亡・飼い主の変更や住所変更の場合、届け出が必要です。(紫水苑で随時受付可)

## 問合せ

生活環境課(紫水苑) ☎ 52-5901

## 【(新型コロナウイルス) 拡散防止の協力依頼について】

集合注射に来られる際、下記のとおりご協力をお願いします。

- ・飼い主の方は、マスクの着用にご協力ください。
- ・集合注射時は、他の飼い主の方と適切な距離(2m以上)をとり不必要な会話はご遠慮ください。
- ・注射後は速やかに帰宅し、手洗い・うがいをお願いします。
- ・接種当日体調がすぐれない場合、後日体調が回復してから掛かり付けの動物病院にて注射をお願いします。

## イノシシ・シカによる被害でお困りの農業者の方へ

農地における農作物生産の被害防止のため、進入防止柵を設置する場合において、購入資材に要する経費の補助を行います。

資材を4月以降で購入し設置された方、またこれから設置をご予定の方は必ず事前に地域づくり推進課に申込みをしてください。

尚、予算には限りがありますのでお早目の手続きをお願いします。

### 【補助対象経費】

資材費(ワイヤーメッシュ柵、電気柵等にかかるもの)

### 【補助額】

資材経費の2分の1以内、上限6万円まで

※予算に達し次第、受付を終了させていただきます。

## 問合せ

地域づくり推進課 IP68-9070(直通)

## 下市町立図書館 新図書リスト

メルケル 世界一の宰相	カティ・マートン
JK、インドで常識ぶっ壊される	熊谷はるか
脳が毎日元気になる!音読1日1分	加藤俊徳ほか/監修
栗原家のごはん	栗原心平
特許やぶりの女王	南原詠
ミカエルの鼓動	柚月裕子
異変ありや	佐伯泰英
未踏の蒼穹	ジェイムズ・P・ホーガン
せんろはつづくにほんいっしゅう	鈴木まもる
チャレンジミック! 11	ウォルター・ウィック
カマキリのシャルロットとすずらんでんわ	香川照之
ノラネコぐんだんラーメンやさん	工藤ノリコ
図書館図鑑	小田光宏/監修
5分後に意外な結末ex	桃戸ハル
宮沢賢治童話集	鬼塚りつ子/監修
プーさんの戦争	リンジー・マティックほか



# 在宅福祉サービスのご案内

65歳以上の高齢者の方の保健衛生・福祉・高齢者福祉の増進に資することを目的としている事業です。詳しくは健康福祉課にお問い合わせください。

## 訪問生活支援事業

### 事業内容

ひとり暮らし高齢者の方に、日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止するほか緊急時に訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣します。

### 対象者

町内に住所を有する概ね65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者等で、日常生活上の援助を必要とするが介助等ができる親族がおられない方

### 内容

週2時間を限度とし、下記図の中で、自力で困難な行為に対し支援を行います。

種類	内容
生活援助	食事・食材の確保、寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物搬出入、家屋内の整理・整頓、多少な目の不自由な方に対する代筆等のサービス、急性期の医療が必要なため入院中の者の院内における衣服の洗濯。ただし、他の制度等（病院等において衣類のレンタル又は洗濯等を含む）によりサービス提供を受けられない場合に限る。
身体介助	老人保健施設等に入所中の者で通院等が必要な者の通院介助等

### 利用料

「要介護」と認められた方が利用する訪問介護サービス相当額の1割相当額  
※生活保護世帯に属する方は上記負担額の半額

## 寝具乾燥（洗濯）サービス事業

### 事業内容

在宅のねたきり・虚弱の高齢者の方に対し寝具の乾燥（洗濯）サービスを提供します。

### 内容

年2回まで、委託業者が回収し寝具（掛布団・敷布団）を乾燥（洗濯）し、お届けします。

### 対象者

概ね65歳以上のねたきりあるいは、身体が虚弱であるため寝具の乾燥等が困難な方で住民税非課税世帯に属する方

### 利用料

無料  
※寝具の種類によって利用料がかかる場合があります。

## 訪問理美容サービス事業

### 事業内容

ねたきりあるいは傷病等の理由により、美容院や美容院に出向くことが困難である方に対して、お家に訪問して理美容のサービスを行うものです。  
※訪問に係る費用について補助する事業です。

### 対象者

町内に住所を有する概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方

### 利用料

理髪・美容に係る代金

サービスに関してどんなことでもお気軽にご相談ください。

問合せ 健康福祉課 IP 68-9064（直通）

## 障害者手帳をお持ちの方へ 移動支援事業のご紹介！

屋外への移動が困難な障害者の方の外出を支援します。

### 対象となる方

- ・身体障害者手帳1・2級をお持ちの方で四肢麻痺のある方
- ・療育手帳A・Bをお持ちの方
- ・精神保健福祉手帳1・2級をお持ちの方

### 対象となる外出支援

- |   |   |
|---|---|
| <p>&lt;社会生活で必要不可欠な外出&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官公庁及び金融機関への手続き</li> <li>・生活必需品の買い物</li> <li>・銭湯、理髪</li> <li>・冠婚葬祭</li> <li>・お見舞い、墓参り など</li> </ul> | <p>&lt;余暇活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・散歩</li> <li>・映画鑑賞、カラオケ</li> <li>・外食 など</li> </ul> |
|---|---|

### 利用者負担について

利用者負担額は原則1割です。  
世帯の所得に応じて負担額を下記のとおり定めています。

※通院・通学は対象外です



所得区分	負担上限月額
生活保護	0円
町民税非課税世帯	0円
町民税課税世帯 所得割16万円(※28万円)未満	9,300円 ※4,600円
町民税課税世帯 所得割16万円(※28万円)以上	37,200円

※児童の場合

申請の受付は健康福祉課にて  
行っております。  
まずは健康福祉課までご相談  
ください！

**問合せ**  
健康福祉課  
IP 68-9064 (直通)

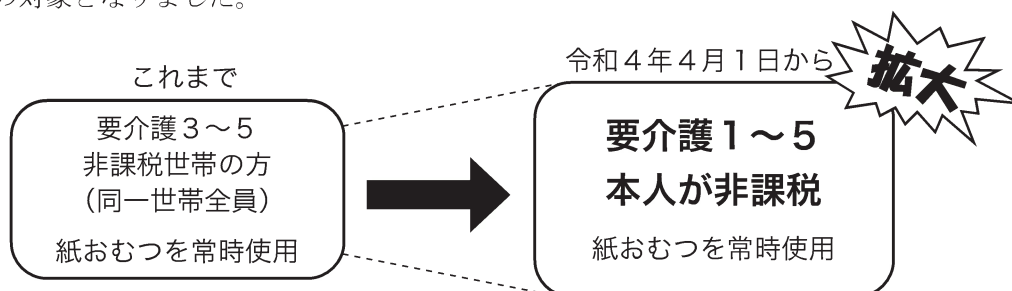
## 介護用品（紙おむつ）支給事業の対象者について

### 地域支援事業「介護用品（紙おむつ）支給事業」とは？

在宅において介護を受けておられる方で要件を満たす方に紙おむつを支給する事業です。介護者の経済的な負担を軽減することを目的として実施しており、2か月に1度紙おむつを支給します。

### 令和4年4月1日から対象となる方を「拡大」します。

“要介護1”以上の要介護認定をお持ちの方で住民税“非課税”であれば、課税世帯に属されている方でも支給の対象となりました。



支給を受けるには申請が必要です。まずは健康福祉課までお問い合わせください。

**問合せ** 健康福祉課 IP 68-9064 (直通)

# 地域づくり推進課からのお知らせ

## 令和4年度 下市町地域づくり団体(地域がこぞって元気なまちづくりを行う団体等)募集

下市町では、元気なまちづくりを行い、地域の活性化を目的とした活動を実施する団体に対し、助成を行っていますのでご応募ください。

### 助成対象となる団体

- (1) 町内で住民活動を行っている団体
- (2) 原則として5名以上の構成員で構成されている団体
- (3) 規約又は会則を持ち、かつ継続的な住民活動が行われ、または行われることが見込まれる団体等

### 助成制度の概要

- ①活動事業費助成金 助成対象経費×3/4以内  
※対象経費は事業実施に伴う経費であり、単なる運営経費は対象外
- ②活動スタート支援助成金（設立後2年以内または設立見込みの団体に限る）  
1団体1回限り 10万円を上限とする。

### 募集期間

- 4月1日（金）～  
※今年度予算額がなくなり次第応募終了といたします。  
※詳細な説明等は担当で行いますので、まずは電話にてお問い合わせください。

## 下市町緊急森林被害対策事業の実施について

町内において、以下の条件に該当しているナラ枯れによる倒木・落枝または自然被害による倒木等の可能性がある危険木の除去を予算の範囲内で行います。

要望については、所有者自らまたは区を通して、地域づくり推進課窓口にご相談ください。

### 【事業対象】

- (1) 枯損等により倒木・落枝の可能性のある胸高直径が15センチメートル以上かつ樹高が10メートル以上のもので、道路・公共建築物等に被害を与える恐れがある危険木。
- (2) 風雨や台風等の自然災害により倒木等の可能性がある危険木。

### 【事業実施条件】

- (1) 放置しておく道路・公共建築物等に被害を与える可能性が高いこと。
- (2) 所有者に危険木の伐倒の承諾をもらっていること。
- (3) 伐倒するまでに倒れた場合は所有者の責任であることの同意を得ているもの。

## 伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の変更について

森林の立木を伐採する際には、森林所有者による「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が義務付けられていますが、令和4年4月1日から伐採に関する届出の様式が変更になりました。また、伐採後には「伐採に係る森林の状況報告書」の提出が新たに必要となりました。

伐採に関する届出については、HPまたは地域づくり推進課窓口にある新様式で提出していただきますようお願いいたします。

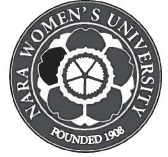
問合せ 地域づくり推進課 IP 68-9070（直通）





# SHIMOICHI×NARAJO

～奈良女子大学 学生編集長の部屋～



## 下市での出会いから感じたこと

私は、2019～20年度に、奈良女子大学の授業の一環として下市町での実習に参加しました。2019年度には計4回下市に宿泊し、町内の企業や畑の見学、廃校舎での音楽イベントのお手伝いなどさまざまな経験をさせていただきました。特に清水地区では、暮らしの様子や地域の行事のお話を聞かせていただいたり、住民の方と大学の外国人留学生とのオンライン交流を試みたりもしました。

そのなかで、日々の暮らしや農林業など古くからの在り方を、時代とともに形を変えながら守り続けていらっしゃる方々に出会い、お話をうかがいました。下市やその産物に誇りを持ちながら、地域の将来を熱く語ってくださった様子がとても印象に残っています。「それぞれの地域がもつ資源を十分に生かすことで、地域や産業の可能性が広がる」という実感を得たことは、後に、私の就職活動の軸にもつながりました。

あたたかい下市の方々と自然に囲まれて過ごす時間は、授業でありながらも、特別で楽しいものでした。大学のある奈良市北部とは違う環境で、奈良県を広く知るとい意味でも有意義な経験だったと思います。

奈良女子大学 卒業生 林田明子

2021年12月号から奈良女子大学の授業の一環として、実際に下市町を訪れて学んだ学生が感じたことや思い出、外から見た下市町についてなど、学生自身が企画・編集した記事を掲載することになりました。

下市町と奈良女子大学は2015年2月16日に包括的連携に関する協定を締結し、地域社会の活性化、産業の振興、教育・文化の振興及び人材の育成、地域を志向した教育・研究及び地域貢献事業などについて、包括的に連携・協力しています。

### 下市町空き家活用推進事業補助金

町内の空き家を有効活用し、移住・定住を希望される方へ情報提供を行う「下市町空き家バンク」を運営しており、下記の補助も行っています



#### ① 空き家の家財道具等の整理に係る経費に対し補助を行います

交付対象者：空き家バンクに登録されている物件の所有者

主な内容：空き家の家財道具等の整理に直接要する経費を30万円を上限に補助します。

受付予定期間 令和4年4月1日～

応募予定件数 5件程度

#### ② 空き家の改修を金融機関等から融資を受けて行う方に対し利子の補助を行います

交付対象者：空き家バンクに登録されている物件の所有者または空き家バンク利用登録者

主な内容：金融機関から融資を受けて改修工事を行う場合、利子の補助を行います。利子補給は1空き家物件につき1件の借入分とし、対象額は融資契約額のうち500万円以内、利子の補給率は3%以内、補給期間は5年以内とします。

受付予定期間 令和4年4月1日～

応募予定件数 2件程度

担当課：地域づくり推進課

### 下市町定住促進空き家改修事業補助金

下市町空き家バンクに登録された物件の改修に要した費用の一部を補助します。



#### 【主な内容】

売買契約または賃貸借契約締結後1年以内に、下市町内の施工業者に依頼して実施した改修工事に対して補助を行います。

補助金の金額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とします。ただし、補助金の交付は1件の空き家につき、所有者または利用者のいずれか1名とします。

#### 【交付対象者 次の①～④の要件をすべて満たす方】

- ①物件の所有者は、当該空き家を利用者に5年以上使用させる意思を有していること。
- ②利用者は、当該空き家に5年以上居住する意思を有し、世帯構成員全員が当該空き家所在地において住民基本台帳に記載されること。また、自治会に加入し、自治会活動等に積極的に参加すること。
- ③年度内に工事を完了できること。
- ④町税滞納者、暴力団排除条例に該当する者等でないこと。

受付予定期間 令和4年4月1日～

応募予定件数 4件程度

担当課：地域づくり推進課

### 下市町ブロック塀等撤去事業補助制度

道路(私道等を除く)に面している倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去に対し、補助金の交付を行います



除却

#### 【補助交付額】

①ブロック塀等の撤去に要する経費(撤去したブロック塀等の処分要する経費を含む。)とし、見付面積1平方メートルにつき1万円を限度とする。

②補助金の金額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、10万円を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

③補助金の交付は、1つの敷地につき、1回限りとする。  
※令和4年12月末日までに工事を完了し、必要書類の提出が必要です。

#### 【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①ブロック塀、または、その他の組積造の塀であること。(※門柱及び万年塀、土塀は対象外)
- ②対象者はブロック塀の所有者又は管理者であること。
- ③建築基準法第42条に規定する道路(※私道、里道は対象外)に面していること。
- ④ブロック塀等の倒壊による危険性回避を目的として実施するブロック塀等の解体工事であること。

受付予定期間 令和4年7月1日～10月31日

応募予定件数 3件程度(先着順)

担当課：建設課

### 若者定住集合住宅支援事業補助金

新築民間賃貸集合住宅に若者世帯が入居した場合に補助します



#### 【主な内容】

A：賃借人補助(借りる方への補助)  
新築以降の4月1日から1～5年まで毎月1万円、6～10年まで毎月5,000円

B：貸借人補助(貸す方への補助)  
若者世帯賃借人の入居戸数毎に毎月5,000円、新築以降の4月1日から10年間

#### 【交付対象者】

A：賃借人補助(借りる方への補助)  
次の①～③の要件を全て満たす方

①新たに若者定住集合住宅(令和元年度以降に新築された町内の民間賃貸集合住宅の内、住宅新築者の申請により町の認定を受けた住宅)の賃貸借契約を締結し、当該住宅の所在地において賃借人及びその世帯構成員が町の住民基本台帳に記録され、現に居住する若者世帯(世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯)

②自治会活動等に積極的に参加する方、定住する意思のある方

③その他の公的制度による補助交付者、町税滞納者、暴力団排除条例に該当する方等でないこと

B：貸借人補助(貸す方への補助)  
若者定住集合住宅の賃貸人等

担当課：地域づくり推進課

### 空き家再生等推進事業(除却)補助金

空家(不良住宅)等の除却費用の一部を補助します



#### 【主な内容】

補助対象経費は、補助対象建築物の除却に要する経費とし、50万円を上限に補助します

#### 【交付対象者 次の①～⑥の要件を全て満たす方】

①町内にある不良住宅(住宅地区改良法施行規則に定める住宅の不良度の測定基準に掲げる評定項目の評定の合計が100以上の建築物)の認定を受けた住宅

②補助対象建築物のある自治会への報告を行う

③除却工事は建設業法等の許可を受けた業者が行う

④空家であり、権利等あれば全権利者からの同意を得ている

⑤町税滞納者、公共工事の補償対象、暴力団排除条例に該当する方等でないこと

⑥年度内に工事を完了出来ること

※原則11月半ばまでに除却工事を始めること

応募予定件数 8件程度

担当課：総務課

### 空き家再生推進事業(応急措置)補助金

#### 【主な内容】

空き家の老朽化等により、地域の住民等に危害を及ぼす等の危険な状態を回避するために行う措置に要する経費の3分の1を10万円を上限として補助します。

#### 【交付対象者 次の①～⑤の要件を全て満たす方】

①町内にある空き家の所有者またはその相続人等(権利等あれば全権利者から同意を得ていること)

②近隣住民への報告を行う

③施工工事は、法人または個人事業主が行う

④町税滞納者、公共工事の補償対象、暴力団排除条例に該当する方等でないこと

⑤年度内に工事を完了出来ること

受付締切 令和5年2月28日

応募予定件数 3件程度

担当課：総務課

## ～住環境支援 各種補助金ご紹介～

# 下市町で家を建てる 改修する 貸すなど

補助金を受けるには、工事等の着手前に申請が必要です。

また、各補助金の交付対象者や内容には他にも要件等がありますので、必ず担当課までお問い合わせください。

☎52-0001(代表)

### 下市町住宅リフォーム助成事業補助金

下市町内で購入した木材を使用し、住宅リフォームを行った方に補助金の交付を行います



家を改修する

#### 【主な内容】

- ①当該工事に使用した木材の購入額とし、最高限度額は20万円(町が行っている他の補助制度の対象部分を除く)
- ②補助金の交付は1回限り

#### 【交付対象者 次の①～⑥の要件を全て満たす方】

- ①下市町内に住所を有する方が、町内で自ら居住するための住宅等のリフォーム工事であること(独立した敷地にある店舗等は対象外)
- ②下市町内に本社を有する法人または下市町内に住所を有する個人の施工業者を利用して期間内に完了する工事であること
- ③下市町内の木材業者(製材所)で購入した木材(吉野郡内で生産または製材された木材)を使用したリフォーム工事であること
- ④建築基準法等の関係法令の基準を満たしていること
- ⑤同一世帯全員が町税等の滞納がないこと
- ⑥工事費が20万円以上であること(町が実施する他の補助制度の対象部分を除いた工事費)

受付予定期間 令和4年4月1日～令和5年1月13日

応募予定件数 6件程度(先着順)

担当課:建設課

### 既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業

下市町内で住宅の耐震に要した費用の一部を補助



#### 【主な内容】

- ①工事前の構造評点1.0未満のものを構造評点1.0以上の数値にする改修工事又は、工事前の構造評点0.7未満のものを構造評点0.7以上の数値にする改修工事
- ②補助対象住宅の耐震に要した費用が事業対象建築物一棟あたりの補助金の金額は、50万円以上の耐震改修工事に要した費用に100分の23を乗じた金額(千円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。)但し、その額が20万円未満のときは20万円とし、50万円を超えるときは50万円を限度とする。

#### 【交付対象者 次の①～⑤の要件を全て満たす方】

- ①町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅(柱・梁・筋交いなどで軸組を形成するもの)
- ②延べ面積が250㎡以下かつ、地階を除く階数が2以下
- ③店舗等の併用住宅の場合は、店舗などの部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満
- ④町が実施する木造住宅の耐震診断または町が実施する耐震診断方法と同等以上の効力を有すると認められる耐震診断により、診断結果が1.0未満と診断された住宅
- ⑤対象者は、耐震診断対象住宅の所有者であること。

受付予定期間 令和4年7月1日～10月31日

応募予定件数 1件程度(先着順)

担当課:建設課

### 既存木造住宅耐震診断支援事業

町が奈良県木造住宅耐震診断員を対象住宅へ派遣して、耐震診断を実施します。



#### 【主な内容】

- ①所有者からの申請を受け、町が奈良県木造住宅耐震診断員を対象住宅へ派遣して、耐震診断を実施します。耐震診断終了後、耐震診断の結果などを申請者に報告します。
- ②診断費用 無料(町が診断費用[5万円]を負担します)

#### 【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅(柱・梁・筋交いなどで軸組を形成するもの)
- ②延べ面積が250㎡以下かつ、地階を除く階数が2以下
- ③店舗等の併用住宅の場合は、店舗などの部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満
- ④対象者は、耐震診断対象住宅の所有者であること

受付予定期間 令和4年7月1日～10月31日

応募予定件数 2件程度(先着順)

担当課:建設課

### 定住促進住宅新築補助金

若者世帯が下市町内で新築する住宅建設費の一部を補助します



家を建てる

#### 【主な内容】

- 次の①～③の要件を全て満たす場合は100万円
- ①補助金の交付対象者が、下市町内で自ら居住するために新築する住宅
- ②延床面積90平方メートル以上の専用住宅
- ③建築基準法等の関係法令の基準等を満たしていること  
その他かさ上げ:下市町内の業者での施工(10万円)  
吉野材使用(10万円)

#### 【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯
- ②住宅新築工事完了時に、当該住宅の所在地において住民基本台帳に記録され、引き続き10年を超えて居住することを宣誓する方
- ③自治会活動等に積極的に参加する方
- ④町税滞納者、公共工事等の移転補償での住宅建設、暴力団排除条例に該当する方等でないこと

受付予定期間 令和4年4月1日～

応募予定件数 5件程度

担当課:地域づくり推進課





下市温泉秋津荘・明水館・ごんた食堂  
営業日のお知らせ

営業時間 午前11時～午後7時  
(受付は午後6時30分まで)

ごんた食堂

【平日】

午前11時30分～午後2時  
午後4時30分～7時

【土・日・祝日】

午前11時30分～午後7時  
(ラストオーダー 午後6時30分まで)

※風呂の日には、お得な当日限定の日替わりメニュー『風呂の日定食』がございます。

各種宴会を承っております。詳細は、ごんた食堂へ。



※写真はイメージです



4月の営業日カレンダー

※○印の日が休館日です。

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	○4	5	6	7	8	9
10	○11	12	13	14	15	16
17	○18	19	20	21	22	23
24	○25	26	27	28	29	30

🌊今月の風呂の日は26日です

【明水館の利用について】

4月下旬まで護岸工事延長につき、露天風呂の使用はできません。皆様にはご迷惑をおかけしますがよろしくお願いします。

問合せ

下市温泉秋津荘・明水館  
☎ 52-2619 (フロイク)  
IP 68-9081

吉野三町無料法律相談  
(奈良弁護士会所属弁護士による無料相談)

日時 4月15日(金) 午後1時～4時  
場所 吉野町役場  
予約・問合せ 吉野町役場 町民税務課  
☎ 0746-32-3081 (代表)

中南和法律相談センター無料法律相談  
(県内中南和各地で随時開催しています)

予約・問合せ 奈良弁護士会  
中南和法律相談センター係  
☎ 0742-22-2035

法テラス南和法律事務所  
(常駐の弁護士が相談にあたります)

場所 大淀町大字下淵68番地の4  
やすらぎビル4階  
問合せ ☎ 050-3383-0025  
※無料になる場合があります。  
まずは電話でお問い合わせを。

消費生活相談

日時 毎週木曜日 午後1時～4時  
開催日等は直接お問い合わせください。  
場所 川上村役場  
問合せ 川上村役場 住民課  
☎ 0746-52-0111 (代表)

固定資産縦覧帳簿等の縦覧について

令和4年度の固定資産税の算定の基礎となる固定資産縦覧帳簿等(令和4年1月1日現在)の縦覧を行います。

期間 4月1日(金)～5月31日(火)  
※土・日・祝日等の閉庁日は除く  
時間 午前8時30分～午後5時15分  
場所 税務課

※縦覧等を希望される方は、本人確認のため納税者であることを確認できる書類(納税通知書または公的機関発行の証明書等、運転免許証、健康保険証等)の提示をお願いします。代理人の場合は、委任状が必要です。

問合せ 税務課 IP 68-9066 (直通)

農用地の除外申請について

農業振興地域内の農用地を農地以外の用途に使用するには除外申請が必要です。

除外の手続きには約6か月を要し、その後も農業委員会に対し農地転用の申請が必要となります。対象の農地についてはお問い合わせください。

※申請の受付は4月28日(木)まで

申込・問合せ 地域づくり推進課  
IP 68-9070 (直通)

下市町食生活推進委員会からのお知らせ

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、食の分野で学習・実践し、そこで得た技術や知識をボランティア活動の精神に徹し、地域住民の皆様へ伝える活動を続けてきましたが、令和4年3月をもちまして解散することとなりました。

## 社協だより

いつも善意銀行に預託をいただき、ありがとうございます。  
2月16日～3月15日の期間に、次の皆さんから預託をいただきました。

(敬称略)

- ・ 供養として  
尾田 稔 (明日香村) 2万円
- ・ 社会福祉として  
下市町食生活推進委員(解散の為)  
41,579円



## てんいち先生



相談内容	場 所	相 談 日	時 間
<b>行政・人権・心配ごと相談</b> 行政相談委員・人権擁護委員 民生児童委員が相談を受けます。 (電話相談も可)	下市町交流センター (ごんたくんの家) ☎52-6125	4月7日(木)	午後1時
<b>人権・心配ごと相談</b> 人権擁護委員・民生児童委員が 相談を受けます。 (電話相談も可)	下市町交流センター (ごんたくんの家) ☎52-6125	4月21日(木)	3時
		5月19日(木)	

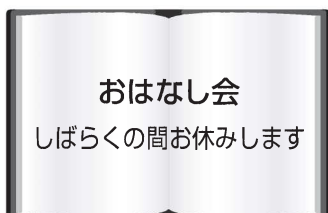
## 下市消防署からのお知らせ

### 林野火災の防止

この時期は空気が乾燥し火災が発生しやすい季節です。また、ハイキング・山菜取り等で入山者が多く、特に林野での火災が多発する季節でもあります。

- ・ このような林野での火災予防のため、次のことに十分注意しましょう。
- ・ 木の枝や枯れ草等をやむを得ず焼却する時は、周囲への延焼に十分注意するとともに、水バケツ等の消火の準備をすること。
- ・ 火気使用中はその場を離れず、終了後は完全に消火する。
- ・ 強風時や乾燥注意報発令中には、たき火、枯れ草等の焼却を行わない。
- ・ 山林に火入れをする時は、必ず下市町長の許可を受けること。
- ・ 森林の近くでタバコは極力吸わない、また吸殻は確実に消して投げ捨てない。
- ・ 火遊びは絶対しない、させない。

## 図書館だより



下市観光文化センター2F  
（下市町立図書館）  
☎ 52-1711  
IP 68-9080

ホームページから蔵書の検索、予約が可能ですのでぜひご利用ください。

### 4月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

- ★○印が休館日です
- ★開館時間 木曜日～月曜日  
午前9時～午後5時
- ★開館時間以外は、玄関脇の返却BOXへお返しく下さい。  
(DVD・ビデオテープを除く)



瀬戸内寂聴  
SBクリエイティブ

「この世に変わらないものなどない。苦しみや悲しみもいつかは変化する。」『あの世』があるかどうかわからないが、あると思っただ方が楽しい。世を去る3か月前に瀬戸内寂聴が語った、人生の心理。

★今を生きるあなたへ

## 下市町成人式について

### 成年年齢引き下げ後も20歳で「20歳を祝う会」を開催します

法改正に伴い、令和4年（2022年）4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。下市町では成人式の在り方について検討を行ってきました。その結果、参加者や保護者の方々の負担等を考慮し、**成年年齢引き下げ後も、20歳を対象として式典開催を継続**することといたします。

#### 【対象者を20歳とする主な理由】

- ① 18歳を対象とした場合、受験や就職など人生において大切な時期と重なり、そのタイミングで式典を開催することは、ご本人およびご家族にも大きな負担がかかることが懸念されること。
- ② 20歳という年齢は、飲酒や喫煙も含め、すべての年齢制限がなくなる区切りの年齢であり、大人としての自覚を促すのにふさわしい時期であること。

#### 【「成人式」の名称について】

民法上では令和4年4月1日から成年年齢が18歳になることから、本年度から「**20歳を祝う会**」として実施いたします。

#### 【開催日は成人の日の前日に設定しています】

社会のグローバル化・多様化が進む中、遠方へ進学や就職される方が増えてきており、3連休の中日に開催日を設定し、より多くの方々に参加いただけるようにしています。（令和元年～）

### 令和5年（2023年）20歳を祝う会

#### 日時

令和5年（2023年）1月8日（日）

- ・受付：午後1時～1時20分
- ・式典：午後1時30分～2時20分
- ・記念撮影：午後2時30分～2時50分

※記念撮影終了後、『懇親会』を予定しています。

#### 場所

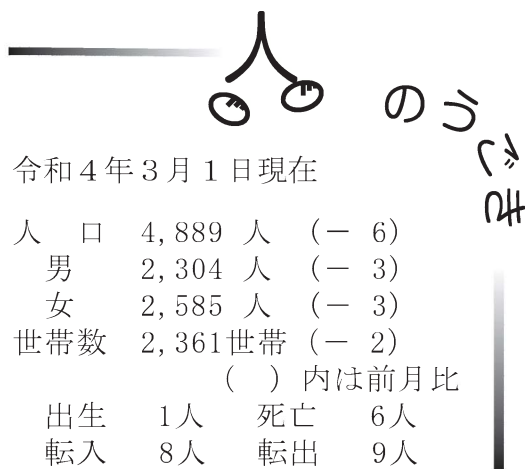
下市観光文化センター（大ホール）

#### 対象者

平成14年（2002年）4月2日から  
平成15年（2003年）4月1日生まれの方  
※町内在住者及び町外在住者で下市町の式典に  
出席を希望される方

#### 問合せ

下市町教育委員会事務局「20歳を祝う会」担当係  
☎ 52-1711



# 広告

# 広告